主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人金綱正已の上告趣意は、憲法三七条一項違反をいうが、記録上認められる本件公訴提起の事情、第一審の審理経過に徴すれば、本件の審理が著しく遅延したとは認められないことが明らかであるから、所論は、前提を欠く違憲の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一二月二四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶